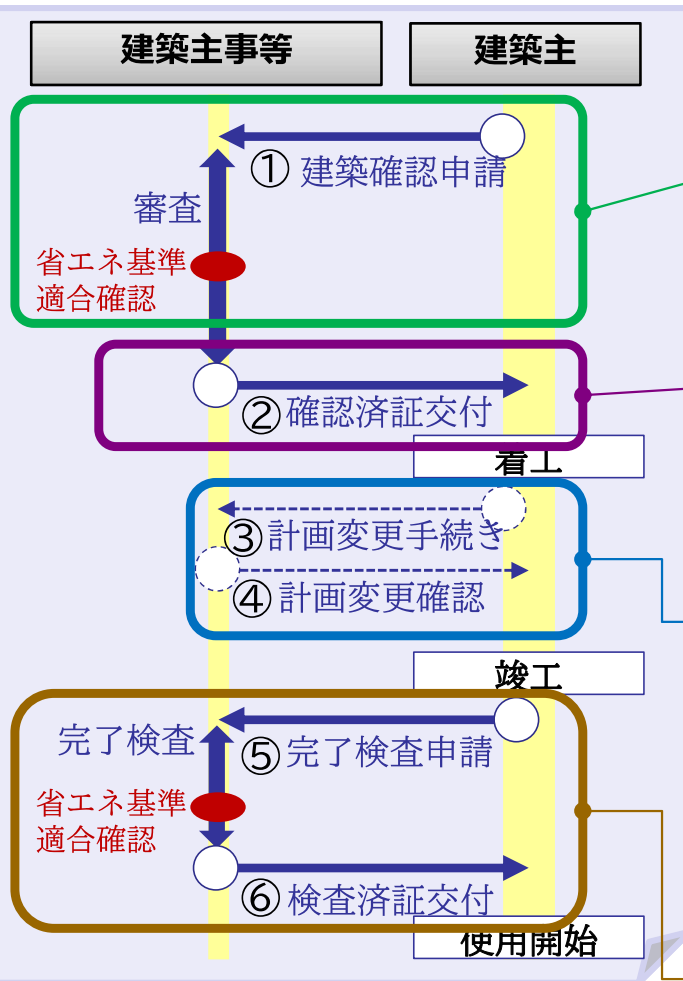


手続き上の留意点

- **仕様基準により省エネ基準適合を評価する場合、省エネ適判は不要**となります。
- この場合、建築確認の審査で省エネ基準への適合を審査します。



① 建築確認申請

申請に必要な図書

- 建築基準施行規則第1条の3に基づく図書
- 設計図書等への記載が必要な項目及び記載する設計図書の例は次頁参照

審査内容の概要

確認申請書および設計図書等から、申請建築物が省エネ基準に適合しているかを審査

② 確認済証交付

- 通常の建築確認と同じ

③④ 計画変更

- ✓ 省エネ基準適合の評価にあたり「仕様基準」ではない方法による評価するよう変更する場合は、省エネ適判を受けてください。省エネ適判後は、省エネ適判が必要な場合の手続きに従ってください。
- ✓ 「仕様基準」の範囲内の変更の場合は、建築確認における変更手続きに従ってください。

⑤ 完了検査申請 ⑥検査済証交付

- ✓ 基本的には、通常の建築確認の手続きと同じです。

必要書類

- ✓ 設計内容説明書
- ✓ 各種図面
- ✓ 機器表等
- ✓ 省エネ工事監理報告書